

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	舞洲工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置工事	舞洲工場	(株)福島製作所	12,100,000	令和4年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	西淀工場計装設備整備工事	電気工事	西淀工場	富士電機(株)	19,470,000	令和4年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	西淀工場1号ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	4,235,000	令和4年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
4	鶴見工場1号炉乾燥火格子緊急補修工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,100,000	令和4年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	八尾工場搬入物検査装置整備工事	清掃施設工事	八尾工場	(株)タクマ	11,957,000	令和4年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	平野工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	平野工場	JEFエンジニアリング(株)	45,100,000	令和4年7月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	西淀工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置工事	西淀工場	(株)福島製作所	9,130,000	令和4年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	東淀工場三面マルチシアター映像設備修繕	内装仕上工事	東淀工場	(株)丹青社	979,000	令和4年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	平野工場中央監視設備更新工事	電気通信工事	平野工場	ジョンソンコントロールズ(株)	60,830,000	令和4年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	西淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	西淀工場	(株)日立プラントメカニクス	11,770,000	令和4年7月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	483,945,000	令和4年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	八尾工場2号ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	9,900,000	令和4年8月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	鶴見工場冷却液循環ポンプ修繕	機械器具設置 工事	鶴見工場	日立造船（株）	716,100	令和4年8月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	舞洲工場2号機エレベータ修繕	機械器具設置 工事	舞洲工場	東芝エレベータ（株）	1,782,000	令和4年8月18日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
15	平野工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	（株）福島製作所	9,900,000	令和4年8月22日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
16	八尾工場1号ボイラー設備緊急復旧 工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジ ニアリング（株）	4,400,000	令和4年9月12日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
17	東淀工場ごみピット転落者救助装置 修繕	機械器具設置 工事	東淀工場	日本ゴンドラ(株)	1,125,740	令和4年9月15日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
18	舞洲工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	4,950,000	令和4年9月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
19	八尾工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジ ニアリング（株）	453,200,000	令和4年9月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
20	平野工場防災監視設備整備工事	消防施設工事	平野工場	ホーチキ(株)	63,250,000	令和4年9月30日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

ごみ焼却工場のクレーンバケットは、ごみ貯留ピット内のごみの投入、積み替え、攪拌などを行うためのクレーン設備の主要部品で、じん芥用、灰用、粗大ごみ用がある。

各バケットは、予備機も含め年間を通じ過酷な環境で使用しながらごみ処理を安定的に行わなければならないことから、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要で、今年度については、じん芥用と灰用バケット、粗大ごみ用の各1機の整備工事を実施する。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたもので、整備にあたっては設計当初の能力を回復させるとともにクレーンバケットに対しての一貫した責任と性能についても保証させる必要がある。その条件を満たすのは当該バケットを設計・施工した(株)福島製作所のみであることから当該会社に特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。また、炉体・有害ガス処理設備においてもごみ処理を行う設備の主要な部分である。

今回、これらが故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

また、運転再開にあたって煙道内のばいじん等飛散防止のためフラッシングを併せて行うものである。

これらの設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 1号炉乾燥火格子緊急補修工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

鶴見工場の機械設備は乾燥火格子、燃焼火格子、後燃焼火格子より構成され、投入ホッパーから供給されたごみを均一に炉内に送り込む設備である。

今回、機械設備の1号炉乾燥火格子が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため緊急工事を行うものである。

当工場の乾燥火格子は日立造船(株)独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本工事については、乾燥火格子が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当工場の乾燥火格子を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 搬入物検査装置整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

八尾工場搬入物検査装置は、搬入される一般廃棄物を同装置に展開し、搬入不適物が無いかの検査を行った後ごみピットへ搬送する装置である。

今回整備工事については、ごみの汚汁を頻繁に清掃することによる腐食及び機械的な運動により摩耗している消耗部品を交換し、搬入物検査装置の適正な維持管理を図るものである。

当工場の搬入物検査装置は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については搬入物検査装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本装置を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本装置を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号：072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 競争入札参加停止措置期間中における随意契約の締結理由

今回更新工事を行うJ F Eエンジニアリング株式会社は、平野工場を独自の技術により設計・施工したプラントメーカーであるが、令和4年2月22日から令和4年8月21日まで競争入札参加停止措置が行われている。

環境施設組合ごみ焼却工場では、構成市内のごみを適正かつ計画的に処理できるよう、6工場全体で停止時期を設定したうえで整備工事を計画的に実施している。競争入札参加停止措置期間を除く日程で工事を行う場合、他工場の定期整備工事の計画に支障をきたし、適正で効果的な整備が不可能となり、ごみ搬入計画にも多大な影響を与えることになる。さらに焼却設備の停止期間が長期に至れば、ごみの受け入れができなくなることで市民生活にも支障をきたすことになる。

よって、競争入札参加停止措置期間であるが、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱第10条に基づき、J F Eエンジニアリング株式会社に随意契約

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーンバケットは、一般廃棄物进行处理する施設のプラント設備の一部であり、そのうち、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。

さらに、本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株) 福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場三面マルチシアター映像設備修繕

2 契約の相手方

株式会社丹青社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場見学施設の三面マルチシアター映像設備は、工場見学やオープンデーの際に環境啓発や環境学習に使用している設備である。

現在、三面マルチシアターの映像設備が故障し、環境学習の映像プログラムが上映できない状態となっているため修繕を行うものである。

当工場の見学施設は、株式会社丹青社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については東淀工場見学施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本見学施設を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の見学施設において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本見学施設を設計・施工した株式会社丹青社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場中央監視設備更新工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う中央監視設備は、平野工場の空調・給排気設備等の運転制御を行うため 24 時間連続稼働している設備である。

同設備は、電子精密機器で構成され、連続稼働による経年劣化に伴う故障が出ると制御システム全体が正常に動作出来なくなるため、整備を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場の中央監視設備はジョンソンコントロールズ（株）の独自の技術により、設計・製作されたものである。本工事において中央監視設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したジョンソンコントロールズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のごみの焼却処理を24時間連続で行っている。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の一部である。

本施設は、24時間連続稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持及び設備の適正な管理を図る必要がある。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場2号ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回緊急復旧工事をを行うボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

2号ボイラー設備である水管からの水の漏洩及び、ボイラー給水ポンプ故障が確認されたため、整備を行うものである。

本設備は、三菱重工業（株）が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場冷却液循環ポンプ修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の焼却設備の主要設備である有害ガス処理設備の冷却液循環ポンプに不具合が生じたため修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号機エレベータ修繕

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場 2 号機エレベータはフォークリフトでの機材の搬入や安全保護具を装着した作業員の乗降等に使用している。そのため、かご内の傷みが激しく操業をはじめてから 20 数年が経過し扉の歪みが生じており、扉の閉動作不良により扉が開閉を繰り返す事象が発生するなど危険な状況となっている。現在開閉速度を遅くして対応しているが、開閉の動作不良によりエレベータが使用できない事態となった際は、日々の点検、整備作業に支障を来し、ひいては焼却処理事業に影響を及ぼすことから、早急に扉の取替を実施する必要がある。

当工場のエレベータ設備は、東芝エレベータ株式会社において独自に設計・施工されたものである。本修繕についてはエレベータが有する特質を理論的・技術的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のエレベータ全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した東芝エレベータ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 1号ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回緊急復旧工事を行うボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

1号ボイラー設備である3CAV上部のボイラー水管間の閉塞が確認されたため、整備を行うものである。

本設備は、三菱重工業（株）が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場ごみピット転落者救助装置修繕

2 契約の相手方

日本ゴンドラ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、当工場のごみピット転落者救助装置の修繕を行うものであるが、この設備は日本ゴンドラ株式会社が独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のごみピット転落者救助装置を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日本ゴンドラ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

当工場焼却設備のクレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがある。

じん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行う設備で、また灰クレーンは、焼却後の灰を灰搬出車両に積み込むための設備としていずれも重要な役割を担っている。

クレーン設備が故障した場合、ごみ供給や灰搬出が出来なくなりごみ処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的にクレーン設備を稼働するためには、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場防災監視設備整備工事

2 契約の相手方

ホーチキ（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う防災監視設備は、平野工場の消防用設備等の監視・操作を行うため24時間連続稼働している設備である。

同設備は、電子精密機器で構成され、連続稼働による経年劣化に伴う故障が出ると防災監視設備全体が正常に動作出来なくなるため、整備を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場の防災監視設備はホーチキ（株）の独自の技術により、設計・製作されたものである。本工事において防災監視設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したホーチキ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)